

平成22年度第2回青森県次世代育成支援対策地域協議会

日 時：平成22年12月21日（火）

13:30～15:30

場 所：県庁西棟8階大会議室

（事務局）

ただいまから、平成22年度第2回青森県次世代育成支援対策地域協議会を開催します。この会議は公開を原則としており、また、会議録についても皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載したいと考えています。掲載にあたっては、出席者の皆様にあらかじめ会議録要旨案を送付して御覧いただき、了解を得た上で公表させていただきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

まず始めに、今回初めて出席されている皆様を事務局から名簿順にご紹介させていただきます。お名前を呼ばれましたら御起立いただきしたいと思います。

東奥日報社 読者局次長 齋藤徹様

青森県児童館連絡協議会 会長 玉熊靖司様

青森県地域活動連絡協議会 会長代理として、副会長 長内美津子様

青森県社会福祉協議会 会長代理として、事務局長 工藤俊幸様

青森県PTA連合会 理事 松浦健悦様

青森県町村会 常務理事兼事務局長 山口昇 様

青森県経営者協会 専務理事 山谷清人様

青森県中小企業団体中央会 専務理事 吉田隆男様

なお、本日は都合により、青森県議会環境厚生委員会委員長 菊池健治様、青森県市長会、青森県商工会議所連合会、藤谷みのり様が欠席となっております。

また、今回の議題となっている「ワーク・ライフ・バランス」に関連して、県青少年男女共同参画課職員1名、青森県子ども家庭支援センター職員2名が同席しておりますので、予めご了承ください。

それでは、「青森県次世代育成支援対策地域協議会」設置要綱第3の2により、本協議会の会長は副知事とし、会議の議長を務めることになっておりますが、本日急遽、公務の都合により欠席となりましたので、この後は一瀬健康福祉部長が議長を務め、次第に従って会議を進めてまいります。

一瀬部長、お願いいたします。

（議長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の一瀬と申します。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど、説明がありましたとおり、副知事の方が急な公務が入りましたので、急遽、本日の議長を務めさせていただきます。円滑な進行にご協力よろしくお願い致します。

早速、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

次第の2、議題に入ります。（1）わくわくあおもり子育てプラン後期計画の平成22年度実施状況等について、事務局から概要説明をお願いします。

（事務局）

資料1、資料2により説明

（議長）

それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。
ないようですので、引き続き、議題の（２）ワーク・ライフ・バランス関連調査について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料３－１、３－２、３－３により説明

（議長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方からワーク・ライフ・バランスに関連しました意識調査の結果の概要、また、それを踏まえました今後の検討すべき課題というものが提示されておりますが、何かこれに関連しましてご質問、ご意見等があればお願いいたします。

特にないようでしたら、この後にまた、県をはじめ関係団体の皆様方からワーク・ライフ・バランスの取組状況についてご報告いただきますので。

どうぞ。

（東奥日報社 齋藤氏）

アンケートですけども、18歳以上ということですが、年齢の上限というのはあるのでしょうか。
それから、インタビュー調査、これ市部だけですが、郡部の対象にはインタビューしていないのでしょうか。

（議長）

事務局の方、回答お願いいたします。

（事務局）

アンケート調査の年齢ですが、資料３－２の報告書の３ページをご覧になっていただきたいと思
います。３ページの（３）年齢階級のところですが、独身者につきましては20歳から49歳まで、
こういった形で大体年代がばらけて。

（東奥日報社 齋藤氏）

上限設定したんですか。

（事務局）

上限設定はしていません。回答をお願いしたところ、こういう形になったと。既婚者の方も17
ページですが、アンケートを回収しました結果、20歳未満はゼロで49歳まで、こういう形で回答
を得たという結果になっております。

また、インタビュー調査の方ですが、郡部の方も一部混じっておりまして、大変失礼しましたが、
1ページのところ。

（議長）

資料３－１の1ページですか。

（事務局）

資料３－１、３－２の1ページです。

インタビュー調査の調査対象のところ、青森市からむつ市までの在住ということで書かせていた

だいておりましたが、ちょっとこちらに間違いがございました。一部、下北郡の町村、南郡の町村、北郡の町村等も入っております。後でこちらの方、訂正させていただきます。

(東奥日報社 齋藤氏)

というのは、都市部というようなことで、いわゆる深刻な過疎の地帯とか、そういうのを対象にしなかったかというふうなことを聞きたかったのです。

(事務局)

調査対象には過疎の方も含まれております。

(議長)

今の回答でよろしいですか。

(東奥日報社 齋藤氏)

抽出の方法とかははっきりしているのか。

(事務局)

プライベートなインタビューということがありまして、抽出の方法は個々に調査の趣旨を説明させていただいて、ご了解の得られた方、限定になっておりまして。

(東奥日報社 齋藤氏)

過疎部とかにインタビューするにしても、はじめからターゲットを決めてお願いしたのか、それとも、たまたまそこが、いわゆる机の上でこのポイント、ポイントとやったのかということも含めてどうですか。

(事務局)

インタビュー対象者につきましては、職業形態を考慮しまして、それから地域性を考慮してこちらの方でお声掛けをさせていただきました。

(東奥日報社 齋藤氏)

恣意的な部分があったということ。全く無作為じゃないということですね。

(事務局)

全く無作為ではありません。

(議長)

ほかにご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。お願いいたします。

(弘前大学 増田氏)

今のお話、私もちょっと疑問に思っていたんですが、流そうかなと思っていたものですから。聞いていただいてありがとうございます。気にはなっておりました。

もう1点あります。それは何かというと、子どもというのをどういうふうに規定しているのかよく分からなかったということです。つまり、乳児を抱えている家庭と幼児を抱えている家庭と児童を抱えている家庭と、皆、同じ悩みを持っていると思ったら大間違いですよ。ですから、それなりに違った形で出てくるので、どういうお子さんを抱えているのかということが、このインタビュー

一内容なり、アンケート内容なりの回答のばらつきといたしますか、変容をもたらす影響要因になると思いますので、おそらく何かその辺の資料というか情報がありましたらお願いいたします。

(事務局)

ちょっと説明が足りなかったかと思うのですが、調査対象そのものは、子どものいない方が対象になっております。1つは独身の男性・女性。1つは子どものいない結婚している男性・女性が対象になっております。質問の聞き方も、子どもの育児等についても、特に年齢的なことでの照会というのはなくて、単純に育児全般についてどう思うか、みたいな質問という形ではありました。

(議長)

そのほか、ございませんでしょうか。

また何かありましたら後ほどいただくということで、とりあえず議事を進めさせていただきます。それでは、議題の(3)に入ります。

本日の会議は、本県におきます次世代育成支援対策の振興についての協議が中心となっております。先ほど、事務局の方から意識調査について報告等がありました。また、この7月に開催しました前回の会議では、県看護協会の齋藤会長から看護職におけるワーク・ライフ・バランスの取組をご紹介いただいております。

そこで今回は、主に経済団体の皆様から、それぞれの団体における取組についてご報告をいただき、その情報を共有することを目的とすることで、今後の相互連携や県の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

各委員にご発言いただきたいところですが、まず最初に本日ご都合により途中退席すると伺っておりますので、青森県経営者協会からお願いできればと思います。

(青森県経営者協会 山谷氏)

経営者協会の山谷でございます。座ったままでご説明させていただきます。

はじめに、本来は順番からいくと県、労働局ということになっておりますが、私どもの都合でトップバッターということでお許し願ひまして説明させていただきます。

私どもの経営者協会は、お手元の資料のページで打っています3番目の資料でございます。

青森労働局からの委託事業で、昨年から「一般事業主行動計画策定等支援事業」を実施しております。

事業の実施体制としましては、社会保険労務士資格をもっている2名に委嘱しました。さらにそれ全体を統括するコーディネーターとの3名体制で、この計画の策定の支援事業に取り組んでおります。

昨年21年度につきましては、法改正の趣旨、従業員101名以上の企業がこの行動計画を策定することに義務化されましたので、まずはその法の趣旨を説明して普及啓蒙を図ると。今年度は、それを更に具体的な行動計画の策定に指導していくということでございます。

2の事業の実施状況でございますが、県内の事例集の作成ということで、企業が積極的に取り組んでいる事例があれば、その事例もまた各企業さんの方に、あるいは法人さんの方に示して、「こんなふうに取り組んでいますよ、お宅もどう？」という形のものでやっておりまして、それを進めるための委員会を設置して年4回開催予定で、もう3回開催しております。

結果として、このような成果物が出ております。非常に柔らかくなっております。青森労働局の本間室長さんもいらっしゃっていますが、そういう形で手取り早く見れると。一番トップページには工藤パンさんが載っているわけでございますが、こういう形でいろんな企業さんが悩んでいるけども、こういうふうなことでやれば大丈夫ですよ、ということの成果物が出ております。

さらに、この策定計画を策定するための講習会の開催を前期で弘前、八戸、青森と3か所において開催させていただきました。特に、内容につきましては、労働局さんの方からは、育児・介護休業法改正に伴う就業規則変更のポイントと、ページをめくっていただきまして、両立支援レベルアップ助成金、これは21世紀職業財団でございますが。

それから、県内の事例発表ということで、同じ地域の企業さんのことではなくて、わざとクロスさせております。弘前会場では、青森電子計算センターさんの事例発表。八戸会場においては、東和電材さんの事例発表と。青森会場におきましては、むつのマエダさんの事例発表ということで、それが終わりましたから、コンサルタントによります個別の相談会を設けたということでございます。

さらに、地域情報の提供でございますが、私ども、青森経協ということで会報を出しておりますが、その中でもいろんな形でこういう講習会を開催しますよということとか、制度の紹介。あるいは、パンフレット等を同封するとか。そういう形でやっております。

それから、3支部あるわけでございますが、青森支部の定例会等も今日もこの後、3時からやるんですが、そういう所ではさらにこういう形の法律が義務化されているので、何とか取り組んで欲しいということのPRも重ねて行っております。

事業の成果でございます。これは、10月31日現在でございます。労働局さんの方からは、230社ということでお示ししておりましたので、そのうちの70%に既に接触しております。今年で新規接触数が158社。そのうち、既に行動計画を作成して労働局に届け出た企業数が31社。それから、来年の4月1日まででございますので、それまで出しますよということが112社。それから、実際に企業さんにお伺いしてみたら、義務化条件から外れた。例えば、従業員が101人から切れていたとか、そういう所につきまして15社あったということでございます。

私も実際、そういう企業さんの所をいろいろ回らせていただいて、その中でコンサルタントからも意見をいただいたんですが、実際現場として、こういう次世代育成の関係の法律も変わって、こういう計画を策定しなきゃならないということもあるんですが、それが担当レベルで分かっているけど、なかなかトップにあげられなかったと。また逆にトップがそういう話を聞いていたんだけど、担当までおこななかったとか。そういう形で止まっている場合も結構ございました。

それから、頭から役所のやることは難しいんだと。ハードルが高いと。そういうことで投げたこと。それから、そういう計画を策定するノウハウがあまり企業の中ではなかったと。特に福祉法人さんの方ではなかなかそういうことに手がつかなかったような感じがしております。

私ども、切実に感じたのは、やはり育児休暇とか短時間勤務、そういうことにつきましては、やはりちゃんと企業、あるいは法人・団体の中に相談窓口を明示しなければなかなか難しいと。それから、労働組合がある場合は、組合さんの方からも積極的にそういう話をさせていただくと。そうしますと、例えば、育児のために2年間休業したいと。その場合の給料はどうなるんだと。給料はないけども、2年後戻ってきた時どうなるんだと。本当にまた継続採用しますよとか。そういうざっくりばらんに相談できるような相談窓口をはっきり企業の中で明示すべきではないかというところがまず1つございました。

それから、有給休暇もなかなか取りづらいというところがありまして、企業によっては、もう1年間のあなたの有給休暇、ここは必ず取ってくださいということでカレンダーに線を引いちゃっていると。Aさんは何日から何日まで。Bさんは何月の何日からと。そうすると、その部署が、誰だれさんはもうこの1週間はいなくなると。とすると、段取りがあって、それに併せて段取りが動くということになれば、意外と有給休暇も肩身が狭くなくて、皆が順番にとっているんだという気持ちになってやれるということもございました。

それからあと、ノー残業デーについてはかなり浸透していますということの印象を持ちました。私の方からは以上でございます。

(議長)

どうもありがとうございました。

ただ今の経営者協会様からのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。それではご質問等ないようでございますので、次に進みたいと思います。

平成23年度の次世代育成支援のための行政の取組につきまして、まず、県子どもみらい課からお願いいたします。

(県子どもみらい課)

では、お手元の追加資料の方をご覧いただきたいと思います。2枚ものとなっております。よろしいでしょうか。

平成22年度におきましては、青森県基本計画未来への挑戦に基づき、「子ども」総合支援ということで、今年度様々な取組を全庁的に進めているところでございますが、平成23年度におきましては、1枚目の下の方の枠の中をご覧いただきたいと思いますが、平成23年度青森県基本計画未来への挑戦の戦略キーワードは、次の大きな4本ということになっております。

雇用の創出拡大から「はやぶさ」時代の元気創出。青森県型セーフティネット。そして最後が未来を支える人財育成と地域力再生ということで、その中で2つございます。1つ目は人財育成と地域力の再生創出。そして2つ目が「子ども総合支援」の推進ということで、今年度に引き続きまして、23年度も「子ども総合支援」を推進していくということになっております。

2枚目をお開きいただきたいと思います。こちらは、平成23年度当初予算の重点事業の要求に係る概要でございます。今申し上げました戦略キーワードの4番でございますが、未来を支える人財育成と地域力再生ということで、2行目あたりからになります。人口減少社会、少子高齢社会の中で安心して暮らしていくためには、人と人の絆で結ばれた地域力を再生していくこと、そしてそれを担う人財の育成が重要ということでございます。このため、人財育成の要となります子どもに焦点をあてました子ども総合支援の取組を継続するというところでございます。

下の方にまいりまして、この「子ども総合支援」の推進の主な事業ということで、4事業について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

子育てを社会全体で応援するとともに、出会いの場づくりと家庭教育力の向上を図るというものでございます。

まず1つ目のみんなで支えるパパ育・ママ育応援事業でございますが、こちらは環境生活部の青少年・男女共同参画課の事業でございます。先ほどのワーク・ライフ・バランスの調査でも出てまいりましたように、育児に関心が薄い父親に対します当事者意識、育児の当事者意識を向上させる、そして育児参加を支援するとともに、父親支援の専門家である人財を養成するというものでございます。また、母親に対しましては、自ら気づき、母親として成長していくためのサポートを行うことによりまして、育児の孤立化などを解消して、育児不安の解消につなげていくというものでございます。これにより、親も育てていくという事業でございます。

2つ目のあおもり出会いサポート事業は、健康福祉部子どもみらい課の事業でございますが、これまで家庭や地域、職域の果たしてきました結婚、縁結び機能が低下しているということがございます。先ほどの調査でも出てまいりましたように、結婚はしたいと思っているんですが、なかなか適当な相手に巡り会わないという方が大変多いという状況が浮き彫りになっております。これは、国の調査においても同じ状況が浮き彫りとなっております。このため、結婚したい方々を対象としました出会いの場づくりを支援いたします。新たにサポートセンターを設置いたしまして、そこで会員登録していただいて、いろんなイベント等の情報をインターネット等を通じて提供して、出会いの機会を情報提供していくという事業でございます。2つ目につきましては、昔はよくありました地元の仲人だとか、世話役、そういう方々が今、なかなかないという状況でございますので、地域におけますそういう若者の出会いの相談や仲介を行いますボランティアを養成していくという事

業でございます。最後の3つ目の結婚に関する意識・啓発等でございますが、こちらについては、婚活の実践方法や好感度アップのためのいろんなセミナーの開催をはじめ、社会全体で婚活を応援する機運を醸成するためのパンフレット作成等々を行っていききたいということで考えております。

3つ目の親子に優しい街づくり推進事業でございます。これもこどもみらい課の事業でございます。こちらにつきましては、近年、子育てニーズも非常に多様化しておりますので、そのような様々な子育てサービスに対応できますように、1つ目といたしましては、親子が安心して県内で買い物や旅行ができるように子育て支援の情報を様々掲載しましたマップを作成いたします。こちらにつきましては、圏域ごとのものを一冊の冊子としてまとめるほか、モバイルでのデータも作りまして携帯等に情報提供するという仕組みを作りたいということで考えております。もう1つは、地域の商店街や観光地のボランティア等を対象といたしました研修等を行いまして、親子へ優しい対応ができるような仕組みを作っていきたいということでございます。そしてもう1つは、親子に優しいお店ということで「あおもり子育て応援わくわく店」というものをうちの方でやっておりますが、そのようなお店だとか、ショッピングモール、道の駅等々が協力しながら行政、団体等が一体となってイベントや物販販売、展示等を行うことによりまして、地域全体、社会全体で子育てを支援していくという取組を考えております。

最後のつながりあい支えあい家庭教育応援事業でございますが、こちらは教育庁生涯学習課の重点事業でございますが、社会全体で子育てを支える必要性を県民に啓発していくための応援キャンペーン等を行うということでございます。子育ては、今申し上げましたように環境生活部、うちの方の健康福祉部、教育庁、様々な役割分担をしながら行っておりますが、これにおきましては、家庭と地域がつながり合い、社会全体で子育てを支えるという必要性のキャンペーンということで、3つの部局が連携しながら一体となって行うということで考えております。また、それと併せまして、親と親、親と地域のつながりをつくるための家庭学習の機会等を提供するという事業でございます。

現在のところ、主なものとして4事業についてご紹介させていただきました。

私の方からは以上でございます。

(議長)

続きまして、県におけるワーク・ライフ・バランスについての取組をお願いいたします。

(県青少年・男女共同参画課)

環境生活部青少年・男女共同参画課の小川と申します。

私の方からは、資料4のインデックスが1という、横長の資料に基づきまして、当部で今実施しております持続可能な仕事と生活の調和推進事業をご報告したいと思います。

資料の方の左側ですが、まず県の現状としてワーク・ライフ・バランスの必要性ということで書かれております。

1つ目の四角で、1つには男性の育児休業が極めて少ない。直近の調査では、平成21年に女性が84%の取得率に対しまして、男性が0.4%ということで、本当に低い育児休業の取得率となっております。

2つ目が夫の家事・育児時間ですが、これは1歳未満の子どもさんがいらっしゃる最も手のかかる家事・育児のご家庭の家事・育児時間ですが、妻が約9時間に対して夫が1時間。大変な開きがございます。

3つ目ですが、15歳以上の方で1年間に職業訓練や自己啓発をした方が10.5%ということで、全国でも46位、最後から2番目ということになっております。

さらに、仕事量では、全国を上回る年間総労働時間。労働時間は段々短縮になってきておりますが、それでも全国を上回っております。

そして2つ目ですが、全国で3番目に多い月あたりの出勤ということで20.4日。全国が19.3です。1日ほど多くなっております。

しかしながらということで、それであっても県内総生産、1人あたりのそれは全国で31位ということで、残念ながら労働生産性は低いのではないのかなと。

そして、ご存知のとおり、少子高齢化が進んでいきます。人口も段々減っていきます。そうしますと、労働力人口というのが段々減っていくと予想されております。25年後には、2人に1人しか労働力がなくなるということも、ある機関の方から予想されておりますので、こういう中で女性に家事・育児の負担をさせまして、労働生産性の低い働き方では、青森県の個人、企業、組織、社会全体が持続可能でなくなるのではないかとということを懸念いたしまして、この事業を実施しております。

この事業を実施するにあたりまして、2つほど方針ポイントを決めました。それが上の四角にあります。

1つ目がワーク・ライフ・バランスの導入のため、企業経営に影響力を有する経営者の方を対象にその方をターゲットとして事業を実施していこうと。これは、国の調査も県の調査でもワーク・ライフ・バランスを実現するために企業として何に取り組んだらいいかという問いに対しまして、やはり社長や取締役が先頭に立って取り組むべきだというのが一番多くございましたので、こういう方針の1つにいたしました。

もう1つが、隣の四角であります。導入しやすいあおもり型ワーク・ライフ・バランスの基準の策定と普及というものを考えております。これは、先ほど、経営者協会の専務の方からもご報告がありました、国の次世代育成支援に関する企業の認定制度がございます。これは大変素晴らしい制度だと思うんですが、全国認定の数が920社に対して本県はまだ7社ということで、これからというような気がします。少し、ハードルの方が高いのかなということを考えております。

そこで、我々ももう少し導入のしやすい青森県型のもっと低い基準を策定し、どんどん認定していきまして、最終的には国のくるみんマークを取れる、そういう制度へと連携していきたいと考えております。

これらの2つの方針に基づきまして、今年度から事業を実施しておりますが、平成22年度は実態の把握とめざす基準の検討をテーマとして事業を実施しております。

1つ目が行政・経済界・労働界による懇話会の設置でございます。これは行政だけで先行しても問題があるし、視野が狭くなるということで経済界・労働界の方にもお願いいたしまして、3者で話し合いながら事業を実施したいと。そして、その中でワーク・ライフ・バランスの普及の方向性だとか、次に申します調査事業の内容について検討いたしました。

2つ目の今年の事業は、あおもり型ワーク・ライフ・バランスの調査事業。これはアンケート調査の事業であります。対象は資本金1千万以上の県内の企業2千社に対してアンケート調査を実施いたしました。その中から取組の進んでおります企業に対しまして、現在、ヒアリング調査で内容等を調査しております。それによりまして、県内企業のワーク・ライフ・バランスの取組状況ですとか、ワーク・ライフ・バランスの取組が企業活動に及ぼした影響、経営者のワーク・ライフ・バランスの意識などを把握いたしまして、あおもり型ワーク・ライフ・バランスの基準策定の参考にしたいと考えております。

そして、23年度には、あおもり型ワーク・ライフ・バランスの基準策定と普及啓発というものをテーマに事業を実施いたします。

1つ目の事業は、行政・経済界・労働界による懇話会の設置。これは、今年度設置しました懇話会を継続して設置いたしまして、先ほどの調査に基づきまして青森型のワーク・ライフ・バランスの基準を検討。ここでは検討になっておりますが、策定していきたいと考えております。そして、ワーク・ライフ・バランスの普及手法の検討もお願いしたいと思っております。

2つ目の事業は、持続可能なワーク・ライフ・バランス事業所登録事業。策定いたしました基準

に基づきまして、県内の企業を認定いたしまして登録していきたいと考えております。登録されま
すと登録証を発行し、ステッカーも発行しまして、県のホームページに各企業の取組状況を掲載し
まして普及を図っていきたいと考えております。

3つ目が経営者へのワーク・ライフ・バランス普及啓発事業であります。これは、県内の企業の
成功事例でありますとか、ワーク・ライフ・バランスの経営戦略を内容とした講演会を経営者の方
を対象にした講演会を開催していきたいと考えております。

そして4つ目が、経営者へのワーク・ライフ・バランス情報発信事業といたしまして、成功事例
のパンフレット等を作成いたしまして、経営者の方、会社へ送付いたしまして普及に努めてまいり
たいと考えております。

これらの事業を実施いたしまして、最後の四角になりますが、我々が目指すものは、1つには育
児。育児だけではなくて介護、自己啓発、地域活動に励める社会。そして2つ目が多様な働き方、
生き方が選択できる社会。これらが可能になりまして3つ目として、どこよりも暮らしやすい生活
創造社会の実現を目指していきたいと考えております。

この目指す所までは2か年で到達するものではございませんが、これを念頭におきながら事業を
実施し、23年以降も事業展開というものを考えていきたいと考えております。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

あともう1つ、労働局の方のご説明を聞いた段階で1回締めたいと思いますので、労働局の方、
お願いいたします。

(青森労働局 本間氏)

雇用均等室の本間でございます。

私どもで用意いたしました資料は、インデックスの2でございます。お手元にご用意いただけま
すでしょうか。

先ほど、経営者協会さんからもお話がありましたが、私どもの今年度の取組は、101人以上の企
業が来年4月1日にこの次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を届け出いただく
ということを中心に行っております。

経営者協会さん、大変に熱心に取り組んでいただきまして、先ほどお話がありましたように、具
体的な事例をたくさん今ストックしていただいております。こうしたものを発信していくというこ
とで、できるだけ多くの企業がこの計画の策定に身近なものとして取り組んでいただくよう、今、
努めているところでございます。

まず、私どもの雇用均等室の今年度の取組でございますが、第1点が育児・介護休業法の改正法
の周知等でございます。お手元の資料、ちょっと順序が逆になりますが、最後の改正育児・介護
休業法に基づく見直しのポイントということで、こちらに従来の規定をどれだけ見直すかといった
ポイントを記載しております。

こちらの県のアンケートにおかれましても、非常に、経済的自立が家庭を営み、そして子どもを
産むということの大きな基盤となり、またそれが難しいことがネックとなっているという実態でござ
いました。

また、男性自身も少ないとはいえ、育児休業などをしてほしいという希望もあるわけでありませ
う。こうしたニーズに応じておりますのが、この改正育児・介護休業法でありまして、今までこちらにお
出でいただく各労使団体様にもご協力賜りながら、いろいろな啓発活動等に努めてまいりました。

また、実際に私ども、企業にお邪魔いたしまして、この制度に基づく規則の整備、または運用が
なされているか実態把握をしておりまして、不十分な場合は行政指導をしております。

また、この育児・介護休業等に絡む労使間の紛争があった場合は、それを解決援助するということも併せて行っております。

この改正のポイントでございますが、いろいろ書いてありますが、大きくいって両親とも育児休業を取るということを推進する。したがって、男性が育児休業を取ることも推進する。特に男性につきましては、育児休業の取得回数を優遇する取扱いになっております。

そういった休業のほかにゆとりのある勤務時間、多様な勤務時間が可能になるように、子どもが3歳になるまでの間は、育児短時間勤務の整備、それから残業の免除といった制度を一律に導入することを義務化しております。

また、今後、需要が増える介護に対する目配りもしております。

実際、子どもが数年間回っておりまして、全く育児休業制度がないという企業はないわけでありませぬ。ただ、改正法に間に合っているか。あるいは制度が整っていても、それが実際に使われているかという、このあたりが重要な今後の課題になっているところだと思います。

今回の育児休業法の改正によりまして、従来、育児休業を取ったということ、あるいは介護休業を取ったという、あるいは看護休暇を取ったという、いわゆる休業、休暇を取ったことを理由とする不利益取扱いは禁止しておりましたが、それ以外の制度につきましても、これを利用することによる不利益取扱いを禁止しております。

例えば、所定外労働の制限ですとか、深夜業の制限ですとか、こういった権利を申し出る、あるいは利用したということを経由とする不利益取扱いは禁止しているところでございます。

このように、育児休業制度の整備・運用を図っているところでございますが、こうした育児休業制度、その他の制度が実際に運用されるような雰囲気づくりをつくるのが、先ほどから県経営協さんの取り組んでいる次世代法に基づきます一般事業主行動計画への取組の推進でございます。

一般事業主行動計画につきましても、もう一度前の資料に戻っていただきたいんですが、白と赤の資料でございます。これは、実際に県内企業で取り組んでいただいて、計画をつくっていただいた事例をもとに策定したものでありまして、そんなに大変難しくはないんだということです。実際に、例えば、見開きの中に書いてあります青森県内の取組事例、これが最も多い取組事例の内容であります。

こうした取組を1つ又は2つ、皆さんやっただいています。まずは、具体的な対策に取り組んでいただくことが肝心なんだということを何度も経営協さんとも連携を取りながら企業の方にお薦めしているところでございます。

今後の県の事業におかれましても、こうした来年の4月1日前の取組の普及も大きな基盤になるものだと存じますので、今後とも、県またはお集まりの皆様方と連携をとりながら、この法の趣旨に沿った具体的な取組を進めていくという機会は大いにあろうかと思っております。今後とも、ご理解、ご協力賜りたいと思っております。

是非、身近なものとして皆様に受け止めていただくよう、資料などをつくっておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

どうもありがとうございました。

ただ今、国及び県の方からの取組の発表がございました。これに関しましてご質問等があればお願いいたします。どうぞ、マイクをお持ちしますので、暫くお待ちください。

(青少年育成青森県民会議 石澤氏)

いっぱい聞いたけれども、さっぱり分かりませぬ。

例えば、雇用する側の立場をもっと考えていただきたい。あまりにも面倒くさくなり過ぎているんです、今。だから、もっと企業間のPR、横の連携を密にやっていただきたい。あなたと私、立

場が変われば、例えば私がもしあなたの立場だったら、全然変わってくると思うんです。

雇用対策というものを考えると、企業はできるだけ人を雇用しない方がいいんですよ。段々面倒くさくなっている。県も同じだと思う。口では言わないけれども、津軽弁でいえば「なんぼ、かちやましくなったか」というのが本音ですよ、使う側からいけば。50年前の我々の世代と比較すると、こんなに変わったのかなというような気がします。

それから、若者の対策ですが、これも今は何か甘えているような感じがしますよ。この発表を見ると、自主的に自分からやろうという気持ちがないような印象を受けます。昔は、人に頼らないで自分達の努力で、皆、結婚もしたし、家庭生活もやってきた。これを見ると、「あれを面倒みてくれ。これも面倒みてくれ。それをやってくれないから駄目だ。」そういうような感じを受ける。一方で人の世話になるという気持ちはない。我々、昔は、仲人、いっぱいやりました。私は約50人やっていますよ。今、そういうのがない。でも、その一方では頼る。この報告を受けると、先輩の言うことを聞かないような時代になっているなという気がします。

それから、県で新しい事業をやるような話ですが、現在までやっている事業の充実を、私は期待している。何でもかんでも縦割りというのは、私は通らないと思う。今までやっているいろんな機関との連携をもっともっと密にしていきたいと思います。例えば、警察の関係でも、学校の関係でも、何かバラバラな感じ。私はそういうような意味では、今までに作っているいろんな機関を中心にした連携など、再考をお願いしたい。何でもかんでも国の言うとおりにやるのは、私は必ずしも正しいとは思わない。青森県は青森県らしいものをしていただきたい。

特に、この雇用の問題については、私、黙って聞いていたら、こんなに皆が関わったのかなど。労働基準局のこのやり方でいったら、どうすればいいのかな、私には分からないね、本当に。だから、その職場、職場に出向いてきちんと話し合いをしていただきたい。こういう会で説明するのではなくて。特に50名以上とか、逆にいえば10名以内の小さな企業でも場合によっては出向くことが必要だと思う。

どうも、口が悪いけれども、役人のやる仕事というのが、我々一般には何かこうピンとこない。やっぱり、縦割りだけじゃなくて、横の面でもいろいろ協議しながら、共通課題を出してほしい。1つの課題を提供して、この会議の回数を多くもって、そういうものの浸透なり、協力体制を図っていただきたい。

(議長)

ありがとうございました。労働局の方からご発言があるようですので、お願いいたします。

(青森労働局 本間氏)

この厳しい経済環境といわれる中で、こういった法律を理解していただくためには、我々も相当な努力が必要だと思っております。ただ実際にこの法律につきましては、できるだけ私どもも内容を身近なものとして捉えるようになり考えたいところでございます。足りない所はいろいろとご意見等を賜りたいと思っております。

また、実際にこの仕組みについて分かっていただくために、経営者協会さんの事業でもそうですし、私どもも企業を回っております。毎年企業を回っております。そして1回で済まない場合は繰り返しコンタクトをとりながらこういった育児休業制度もつくっていただき、また、次世代法に基づく行動計画も立てていただいているというところでもございまして、まだまだその取組につきましては、いろいろと工夫・改善の余地があるということは実感しながらも、皆様のお知恵などもお借りしながら進めてまいっているところでございます。実際に企業にお願いし、この新しい改正法の育児休業規則につきましても、まだおきでない所も、青森県の場合におかれましては、お願いしてから1か月、遅くとも年度内に、あり難いことにちゃんとつくっていただく所が大半でございませう。それは本当にこの場を借りまして企業の皆様には感謝申し上げたいと思っております。

います。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。県の方から何かありますか。

(事務局)

いろいろ貴重なご意見、ありがとうございました。

子育て支援についても、先ほど申し上げましたように、縦割りではいけないということがございますので、私ども、次世代育成のための庁内の推進会議というものもやっております。そこには、各部局が入りまして、県全体でどういうふうな次世代の育成を進めていけばいいかということで、横の連携をとりながらいろいろと情報共有しながら意見交換してやっているという状況でございます。そういうことで、今後とも、また皆様のご意見を聴きながら、より良い方向にということで考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(青少年育成青森県民会議 石澤氏)

この新規事業というのは、国からの命令？新規事業4つ並べていますが。本県自体で考えているの？それとも国からの命令なの？

(事務局)

この4つの事業は、本県自体が考えています単独の重点的に進めていく事業ということでございますので、国がこの事業をやってくれということではなく、青森県として必要な事業だという整理で23年度の重点事業として現在要求している、青森県というか、各部局がこういう形で事業を要求しているという状況にあります。

(青少年育成青森県民会議 石澤氏)

さっき言ったように、できるだけ青森県は青森県らしいものをしてもらいたい。国から命令されたからといって、その通りやる必要はないと思いますから、それだけはきつく要望しておきます。

(議長)

ありがとうございました。そのほかにご質問等、ございませんでしょうか。お願いいたします。

(弘前大学 増田氏)

限られた時間で申し訳ありません。ちょっと気になったことが2点ほどあります。

追加資料のところですから、多分、県になるんでしょうか。気になったことが2点あります。

1点目は、こういう次世代育成の問題を取り組んでいく時に、どうしても今、目に見える課題にすぐ対処しなきゃいけないという側面があるんですが、もう1点、今、活動している人達をロールモデルにして、次の世代、例えば、今の20代とか30代を見ながら、次の10代とか、中学生、高校生、小学生も含むかもしれませんが、そういった次の世代の人達が、それをロールモデルにして、また新しい彼らなりの人生設計をしていくという側面がありますので、次の世代がしっかりできるような、そういう施策を考えていかなければいけないんじゃないかなと私は思うんですが、二段構えですね。短期的な部分と長期的な部分と。

それでいくと、④の教育のところに関して読んでいくと、家庭教育の学習機会を提供するとかってあるんですが、何かどうしても短期的なふう読み取れてしまうんです。多分、もう一方で、今の中学生、高校生達に、今の中学生、高校生達って、明らかに本当に子どもと触れる、自分と違う、

自分より年少世代の子ども達と触れる機会が決定的に不足しているところがありますので、それをもっと本当は足さなきゃいけない。それをうまく保証するような、そういう所に事業として何か展開できるような、そういうものも含んでいるのかもしれませんが、ちょっとここからは読み取れなかったということで、補足というか、情報をいただければと思ったのが1点目です。

もう1点目は、①のところで育児参加という表現を使っているんですね。参加というふうに言うと、別に本来やらなくてもいい人達が新たに加わるというような意味で言葉としては使われると思うんですが、別に言葉遊びするつもりはないんですが、どうしても引っ掛かるので。本来、お父さんってやらなきゃいけない人ですよ。やらなくてもいい人が加わるんじゃないかと、やらなきゃいけない人がやれていないとか、やっていないというところで育児をやってください、お父さん育児してくださいという話になるのだと思うので、この場合、育児参加という表現は、あまり適切じゃないとか、県として、別にやらなくてもいいんだけどもやってよ、というふう聞こえてしまう。ちょっとスタンスが違うんじゃないかなと思いましたので、その点が気になりましたので2点ほどお願いいたします。

(議長)

県の方からお願いいたします。

(事務局)

私の方から最初に教育庁の方の④の関係についてご説明したいと思います。

教育庁の方でも教育に関して様々な事業をやっております。こちらは、来年度の重点枠として要求しているという事業。それは家庭と地域のつながりをメインとした事業でございますが、おっしゃったような子どもに対する事業の方も教育庁では、この23年度での重点ということでは挙げておりませんが、当然、事業としてはやっているということで認識しております。

ただ申し訳ないんですが、今日、教育庁の方の職員が出席しておりませんので、詳しくは今お答えできないんですが、必要であれば、後でまたその点については確認いたしまして、情報提供させていただきたいと思います。

続きまして、①の方につきましては、環境生活部の青少年・男女共同参画課の方からお答えの方をお願いいたします。

(県青少年・男女共同参画課)

①の事業につきまして、育児参加という言葉についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、全くそのとおりでございます。我々も事業を進める上でお父さんが家事を手伝うというのは禁句にしております。手伝うのではなくて、自分が主体的にやるんだということをいつも頭に入れておりました。それでありながらこういう育児参加という言葉を使ってしまいました。大変それに関しては申し訳なく思っております。これからは気をつけて、主体的に男性が携われるような形で育児、こういう事業を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、教育庁に関しましては、調べた後で皆様方にご連絡したいと思います。

そのほか、ご質問ございませんでしょうか。お願いいたします。

(青森県医師会 村上氏)

先ほどの支援、改正法ですね。労働局の資料で、各企業がこれを義務としてこれからやるわけですが、これに対して経済的な支援とか、そういうものはないんでしょうか。

例えば、子育て、妊娠して休んじゃう。頑張るけど人手が足りなくて人を1人雇うと。そうなった場合、その人の給料を半分サポートするか、いくらサポートする。経済的なサポートもやはり必要だと思うんです。それがあれば企業としても一生懸命こういう計画行動を作ってやると思うんですが。何かそういう経済的な支援も必要ではないかということが1つでございます。

それが終わってからもう1つ。どうでしょうか、そのこのところ。

(議長)

労働局さん、お願いします。

(青森労働局 本間氏)

ただ今、現在の経済支援体制でございますが、21世紀職業財団で行っております代替要員確保の助成金制度がございます。これは育児休業者が育児休業をする間に代替要員を雇ったという場合に、額は中小企業、大企業に分けておりますが、助成金を支給すると。その際に条件といたしまして、法に沿った育児休業制度を就業規則に規定するというようになっております。

その他に短期勤務を支援するコースに対する助成金制度。それから、育児・介護にかかった費用を事業主が支払った際に、それを補填する、一部でございますが、助成金制度がございます。これらにつきましては、ご案内のとおりいろいろと昨年来の事業仕分けの動きもございまして、今後どういふ助成金制度が維持されるかは未定でございますが、ただ今年度におきましても、今申したような助成金制度はございます。

それから、中小企業で初めて育児休業者が出たという場合にも助成金制度はございます。大変予算は逼迫しておりますが。こういった現状でございます。

(青森県医師会 村上氏)

そのへん、企業をサポートしていただければ、やはりこういうものもどんどん進むのではないかと思います。

それからもう1つ。この17年から21年までのプランの報告書が出ています。これを見ますと、グラフがたくさん出ています。例えば、生涯未婚率の推移とか、18歳未満の子どもの世帯数の推移とか、死亡率、虐待件数、これを見ますと右肩上がり、右肩下がりとなっています。全国の平均に全部青森県も追従しているというか、ほぼ全国と似ているんですね、この結果が。ですから、全国的にこれが動いて、青森県もこうなっているのか。このような解析は難しいんですが。全てこういうグラフ、横線を見ていると全国平均にそのままいっていると。そうすると、これは、青森県だけの問題ではなくて、日本全国がこうなっているというふうな捉え方もあると思うんですが。ここからいかに青森県が抜け出すかということなんです。ずっとこの5年間を見ていると、全国平均と一緒に歩調を合わせているような結果が出ていますが、このへん、どうお考えでしょうか。

(議長)

県の方からお願いします。

(事務局)

例えば、合計特殊出生率で見ますと、前は青森県が全国より上回っていたのですが、ある時期をもちまして逆転しているという状況にあります。国ももちろん少子化社会の進行ということで非常に憂慮しておりまして、いろいろな施策を考えてきているという状況にあります。本県におきましても、少子化の進行によります人口減少等は大変重大な事態だと認識しておりまして、その解消に向けまして様々な取組をしているという状況でございます。

国の方におきましては、子ども・子育ての新たなシステムをつくろうだとか、様々ないろいろな

取組を進めようという段階にあります。青森県は青森県としてこのような時代を改善していくために、どのような手立てが必要なのかということで、先ほども23年度の戦略キーワードにありましたように、雇用の創出拡大を第一義的な最重点と考えまして、また「子ども総合支援」等も含めまして、様々総合的な施策を進めていっているという状況でございます。

以上です。

(青森県医師会 村上氏)

ありがとうございました。

何か、国が動いて地方も動いているという、皆一緒になっているような動き方が見えるんですが、本当に特徴的な活動を見出さないと、なかなか一歩抜け出せない、そういうことではないかと思いますが、どうでしょうね。そのへんもちょっと私の疑問なところだったと思います。そのへんをご検討くださればと思います。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。時間の関係がありますので、とりあえず先に進みたいと思います。

資料4の4番で商工会議所連合会と書いておりますが、こちらの方、本日ご欠席であります、取組報告をいただいておりますので、後ほど参考にさせていただければと思います。

資料4の5番と6番、県商工会連合会と県中小企業団体中央会の順にまとめてご説明いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

マイクをお願いします。

(青森県商工会連合会 佐藤氏)

商工会連合会です。

様々書いてありますが、まず、いろんな制度の改正等につきましては、連合会のホームページで随時周知を図っております。

1番目の育児休業の規定の改正等もそうですが、そういうことで周知を図っておりますし、連合会としては、各町村に商工会がありますが、人事に関しては一元化しておりますので、商工会の職員全員に対してのいろんな法的なものについては、最新のものを整備しながら対応しているという状況です。法律のいろんな改正等を周知しっぱなしではなくて、うちの方は社労士さんを何名か相談をするために登録していただいておりますので、法律に基づいて、先ほどの事業主のような計画の問題もそうですが、必要に応じて社労士さんを会員さんに派遣するなり、社労士さんの所に行ってもらいまして、相談する体制はとっております。

それから、2つ目の○ですが、長期欠勤者、この中には育児休業をとる方も含めて、通常、長期の場合は人事異動でもってほぼ対応していきませんが、なかなかそれだけでは対応しきれない所で育児休業等をとった場合について、各商工会が単独で人件費、代替の人を雇うとすると、自前でその分を調達しなきゃならなくなって、なかなか最近の商工会というのは厳しい財政状況にありますので、そういうものを多分職員の方が見ている、なかなかとり難いという状況もあります。ですので、連合会として、それについて、ここには4,990円となっておりますが、これは我が方に、帳簿の記帳を指導する期限付きの人達もいますので、その人達の1日の単価がセットしてありまして、大体、日に5～6時間は働いていただくのでこの額なんです、これを基準にして3分の2を連合が助成すると。それで3分の1、ないしはもっと払うのであればそれですが、できるだけ単独商工会に負担をかけない。そのことによって職員の方が気兼ねなく休みに入れるということを考えて今年度から始めております。

それから、チャレンジショップは、前にも発表させていただきました。うちの方は青年部という組織がありますが、小中学生を対象にして、各県内、各ブロックで商売の経験をさせるということ

をやってきております。今年度は、何年かやってきておりましたので、県大会という形でもってきていただいてやっております。そういう意味で、そのためには前段階として各ブロック、青年部の人と、ある意味ではお兄さんと子ども達がいろんな意見交換をしながらやっていって、地域の中で年長者との交流をしながら子ども達が自分達でものを考えるという場をつくってきているのかなと思っております。

それから、女性部です。女性部は、ここは年齢制限なしに女性の方々が入っていますから、若いお母さんから高齢者の方まで、そういう中で女性の交流の中で子育てとかいろんな悩み等の問題をやっているといいますか、一般的な動きがあります。1つ事業としては、各ブロック郷土料理の掘り起こしをして、それをものによっては親子でつくったり、小学4年生の親子を対象にしていますが、そんな活動もしながら子ども達との交流も深めていっているということです。

あとは、最後の商工会の地域振興。商工会というのは、会員さんの経営力のアップということもありますが、と同時に地域の問題を、地域でいろんな問題に関わっていくということも、商工会が法律上も求められている役割ですので、その中でいろんなお祭り、行事等をやっております。そこには当然、子どもから大人までが入り込んでいますので、そういうものを中心となってやっていると。そういうことで、細かい話をしましたが、そういう意味では商工会、そういう地域の問題に関わりながら、その地域の中で子ども達、お母さんも含めて、父親、母親、子ども、そういうものが活力をもって生活して、逆にいうと生活していただかないと我々商工会というものが成り立っていないという裏腹な問題がありますので、商工会として、この先いろんな役目を果たしていくためには、やっぱり地域がそういう意味で活性化していかなければならないという思いで、積極的にこの青年部も女性部もそうですが、関わるといことで頑張っております。

あとは、何回も繰り返しますが、職員の問題については、いろんな最新のものを取り入れてできるだけ対応していきたいということでやっております。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。続きまして、中央会吉田専務理事、お願いいたします。

(青森県中小企業団体中央会 吉田氏)

中小企業団体中央会の取組についてご報告申し上げます。

まず、当中央会の役割ですが、主として中小企業が連携して組織しております、事業協同組合等の組合関係ですが、それらの育成指導にあたっている組織でございます。よって、組合をとおして、組合の事務局、またその組合を構成しております個別のそれぞれの中小企業への広報あるいは啓発を行うという取組をしているということでございます。

まず、広報の関係ですが、当会月刊誌で「中小企業あおもり」というものを発行しております。そこへの記事の掲載、あるいはその月刊誌を配布する時に一緒に広報資料をいろいろ一緒に送付するということをしております。

現在、県内の会員が700組合ほどございます。これらの組合を構成しております企業が2万社ありますので、全て中小企業でございますが、それらの窓口としての組合に集中して広報しているということでございます。

また、先ほど、商工会連合会の方からもお話がありましたが、個別の相談事項等につきましては、同じく社会保険労務士等の専門家の派遣などを行っております。

そこに2点、(1)、(2)と書いてありますが、先ほど、労働局さんの方からお話がありました育児・介護休業法の改正・施行の関係、これについては、「中小企業あおもり」の10月号に掲載して普及啓発を行っております。

また、一般事業主行動計画の策定等につきましては、今日も配られております労働局さんの提供

された広報のチラシを、「中小企業あおもり」配布の際に同封して周知を図ったところでございます。

それから2点目、具体的な事例として1つ挙げさせていただきましたが、八戸市の事業で八戸市産業人材育成支援事業というものを平成20年度から実施しております、この実施を当会が受託して行っております。内容はそこに書いてあるとおりでございますが、今年度も今月の25、26、土日に実施するというようにしております。

それからもう1点、資料には書かれておりませんが、特に先ほどのワーク・ライフ・バランス関連調査で出ておりましたが、やはりベースとなるのがいろんな、特に若い方の声として、雇用がしっかりしていないといろんな面でいろんな所に影響してくるし、現実には、その雇用の部分をしっかりと欲しいというのが一番の希望だと思います。

ということで、中央会も雇用に関して、これまでは具体的に事業というのは直接的にはやったことはないんですが、今現在は、国の方の中小企業に関連した施策ということで、「新卒者就職応援プロジェクト」、本県では「ジョブ・チャレンジあおもり」という言い方をしていますが、これを今、実施中でございます。具体的に雇用じゃなくて、中小企業と学生、生徒さんの未就職者の方ですが、6か月間のインターンを中央会が間に立ってマッチングするという事業でございまして、今現在、また平成23年度も続けて実施することにしておりますので、次世代の育成のまさしく基礎条件となりますしっかりと雇用ということで、これからも努めていきたいと考えています。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、商工会連合会さんと中小企業団体中央会さんから発表をいただきました。この件につきましてご質問等があればお願いいたします。どうぞ、お願いします。

(日本労働組合総連合会青森県連合会 石田氏)

連合青森の石田でございます。

この子育て支援ということをする基本的な位置付けといいますか、そういったことをもう少し強調してもいいんじゃないかなと。というのは、合計特殊出生率が今、全国では1.37になっている。青森県は1.26だということですよ。ということは、若い子どもさんがどんどん減っていくという時代になってきているわけですよ。それがもう10年ぐらい続いてきている。このことが社会に及ぼす影響、どういふことを及ぼすかということ、もう少ししっかりと地域社会あるいは企業の皆さんにも訴えていくということが必要なんじゃないかと。先ほども川嶋課長がお話されたように、労働人口が減っていくという1つの側面もあります。もっと大きなのは経済が縮小していく。この経済の縮小というのは、社会に及ぼす影響というのは、計りしれない大きさがあるんだろうと思うんですね。それはもう、働いている人だけではなく、企業そのものにも大きな打撃を与えてくる。そこを何とか改善していかなければ、社会が持続可能じゃないんだというところをもう少し強調するような提起などをして欲しいなという思いを1つ持っておりました。

もう1つは、会社・企業に対するアピールという点でも、この子育て支援をすることが企業にとってもプラスなんだというメリット点を、もう少し知恵だしをして、企業の皆さんに提供していくということが必要なんじゃないのかなという思いを持っています。そういう子育て支援をする会社に対する社員の愛社精神が非常に大きく生まれてくるということとか、今申し上げた全体的な経済というものの拡大に結びついてくる、そういう社会をつくるために企業全体が頑張っていこうという、そんなことでもいいです。今申し上げたようなことを含めて、少し企業にアピールするメリット点を整理していただければと思っています。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。石澤会長、お願いいたします。

(青少年育成青森県民会議 石澤氏)

今、石田さんの話を聞いて感じたんですが、各町村に対してはどのような対応をする予定ですか。各町村。市は勿論ですが。

それから、我々の立場からいうと、私は社会福祉協議会の方の仕事もやっていますが、大変ですよ、子育て支援というのは。特に最近、若い世帯の夫婦は、自分の親たちの面倒を見ないで、自分達だけで生活しているんですよ。これは大変なもんだ。年々、1人暮らしの世帯って物凄く多くなっている。だから、私、さっき若干ふれたように、子ども達の支援については、行政が行う必要があるわけですから、やっぱり行政の横の連携というのを町村も含め、これからはやっていただきたい。

それから、子ども達の問題は何とんでも精神的な問題が多い。問題を抱えた子ども達に対する支援体制というのが非常に大事なんですよ。そういうような機関もあるわけですから。

くどいようだけでも、この会議には、そういうことに関係する団体の代表が来ているし、町村会の山口さんも来ているから、もっともっときめ細かく町村の方に浸透していただきたいなと思います。私の体験からですから。特に町村長というのは偉いものだから、なかなか聞かたがらないですよ。山口さんも大変だと思いますよ、事務局長やってらして。

だから、そのへんのこともいろいろ含め、これから検討していただければありがたいと要望します。

(議長)

ありがとうございました。

石田会長の方から非常に重要な問題であるということをやはり県民みんなで認識すべきだというようなご発言をいただきました。

また、石澤会長の方からは、市町村の取組がどうなっているのだというお話でしたが、事務局から答えられますか。

(事務局)

県の方で先ほどご説明しました次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」をつくっておりますが、市町村におきましても同様に市町村の次世代育成を進めていくためのプランを全市町村でつくっております。そのプランの作成にあたりましては、県が市町村に対しまして様々な支援、情報提供等々を行いながら、全市町村で県と同様に次世代の後期計画が策定され、それに基づき次世代育成を進めているという状況でございます。

石澤会長さんがおっしゃったように、前々から社協の役割は大事だということを昨年度からご意見として賜りまして、今年度の地域協議会には県の立場として県社会福祉協議会にもご参画いただいております。また、それぞれの市町村の次世代育成、県の協議会のような所には、市町村社協の参画等もあるものだと考えております。

そういうことで、当然、市町村だけではなく、県だけでもいかず、市町村も県もそして今、ご参画いただいております様々な次世代に関係する団体が一緒に協力しながら青森県のこれからの考えていかなければいけないのではないかと考えております。

また、石田会長さんのおっしゃったお話も重く受け止めて、今後また、県の方で様々な検討の参考にさせていただきたいということで考えております。

私からは以上です。

(議長)

そのほかに何かございますでしょうか。今回ご発表いただいた件以外でも構いませんので、ご自由にご発表いただければと思います。こちらから何名かご指名させていただいてもよろしいでしょうか。子育て支援団体のむつ下北子育て支援ネットワークひろばの小川様、お願いしたいんですが。

(むつ下北子育て支援ネットワークひろば 小川氏)

「子ども総合支援」の推進というのは、私はとても期待しているので。各部局でそれぞれ取組は今までずっとやっていたわけで、それを本当に総合的に取りまとめて、県全体の子育て支援の底上げみたいなことを、県全体を見回しての支援というのは、是非してもらいたいとずっと思っていましたので、この総合支援というのは、言葉だけの総合支援じゃなくて、実質的にこれが何というか、トータルで上手く連携してできるような、そんな仕組みづくりを是非してもらいたいと、本当に心から願っております。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに、何かございますかね。増田先生、先ほど幾つかご発言いただきましたが、全体的なご意見等をお願いできればと思いますが。

(弘前大学 増田氏)

多分、これは本当に、どこか1つが一生懸命頑張ったからといって他の所が頑張らなかつたら解決をみないというか、本当に総合的な幅広くやらなければいけないことだと思います。どこか1つが一生懸命頑張るといような形には絶対にならないように、先ほど、石澤会長がおっしゃったように、連携ということが非常に大きなキーワードになると私は思います。できるだけ幅広く、これに関しては、基本的に無関係な人はいないのだということ、ここの会議に参画していなかったとしてもそれは全然関係ないものではないのだということ、いかに分かってもらっていくかということと、ここでとても大事な問題なのかなと思っておりました。

(議長)

ありがとうございました。

やはり、皆さん方の連携ということが非常に大事であるというお話でありましたし、県民一人ひとりが意識を持って取り組まねばならない問題だということでございます。そのためには、やはり啓発・普及、周知等が必要になってまいります。その中で大きな力を持っているのがメディアの方々ということで、本日も後ろの方に記事を書かれる記者さん達がいらしていますが、報道関係等の方で何かございますでしょうか。ご意見、お願いいたします。

(東奥日報社 齋藤氏)

東奥日報の齋藤でございます。

先ほど、アンケートについて聞いたんですが。このアンケート、必要だったのかなと、私は率直に思っております。答えがはっきり分かっているようなアンケートなわけですね。

そしてさらに答えとして、結婚していない理由で最も多かったのが適当な相手に巡り会えない。勝手でしょう、これ。はっきり言って。こういうふうな答えを導くためにこういうふうなアンケートをしたというのが、私は釈然としない思いがありました。

先ほどの石澤さんも結婚は自らの努力で一生懸命やるものだと言っていますが、まさにそのとおりで、結婚しても、結局子育てでいろいろ問題があれば子どももできない、増えない、人口も増えないということになるわけです。子育て支援じゃなくて、出会いサポートに1,800万ほどの事業予算がついていますが、これをほかに回した方がもっといいんじゃないかと思っています。

要は、子育ての体制、先ほど、労働局さんとかいろんな労働団体さんの話もありましたが、子どもを育てやすい環境というふうなことに特化した大きな目玉を作っていくのも手ではないかなと思います。

報道関係ということであえて言わせていただくと、やっぱり新聞を読まない家庭が増えているということが我々にとって一番大きな問題です。新聞を正しく読むということにおいて、世の中は上手くいくじゃないかというのが、我々の基本的なポリシーでございますので、もちろん、皆さんのいろんな活動を報道するというふうなことも含めて、新聞社としての取組をしっかりしていきたいと思えます。

ちょっと、自分勝手な発言でしたが、以上です。

(議長)

ありがとうございました。

アンケート調査や23年の事業についての発言もございましたが、事務局の方から何かありますか。

(事務局)

子育てに特化していった方がいいというご意見もいただきました。確かに、県としても子育てには十分意を配りながら事業を進めたいと思えます。

また、今回のアンケートもなかなか行政の立場としても皆がどう考えているのかということを確認しながらの事業推進ということになるということで、アンケートあるいはインタビュー調査ということで調査させていただきました。そういったものを活用しながら、事業に反映させていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

(議長)

先ほど説明のありました23年度事業につきましては、まだ議会を通ったわけでもございませぬので、これから、今日出席の予定でしたが、ご欠席になられた議会等の方々のご意見も踏まえて適宜修正等が入っていくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませぬでしょうか。村上副会長、お願いします。

(青森県医師会 村上氏)

これは個人的な意見ですが、私達が子ども、小学校、中学時代は躰も厳しかったし、こういう社会ではなかったんですよ。それがどうしてこういうふうな今の社会、子育てと家庭環境になったか。昔はたくさん人がいましたが少なくなった、経済も悪い、いろんな要因があるんですが、昔に戻るにはどうしたらいいか。経済がよくなって人が増えればいいんですが、それだけじゃなくて、教育というものが昔と違ってきたんじゃないかな。今日、校長会の先生がいらしていますが、もう一度昔に戻るにはどうすればいいかという問題提起も我々は考えてみる必要があるんじゃないかと思っております。先ばかり見ないで過去を見て、我々の時代に戻るかどうか分かりませぬけど、そういう検討も必要じゃないかなと思っております。どこでどう曲がったのか、考えてみるのもどうでしょうか。ちょっと1つだけ提案しました。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに何かご意見、ございませぬでしょうか。

教育につきましては、学校教育以外にも各家庭での教育等もございませぬでしょうから、それぞれのご家庭でしっかりやっていただくというのが非常に重要なことかなと考えております。

それでは議事を進めさせていただきます、3のその他に進めさせていただきます。

その他ということで、東奥日報社さんの方から何かご発言があると伺っておりますので、お願い

いたします。

(東奥日報社 齋藤氏)

すいません、先ほどは勝手なことを言いました。

私、東奥日報社の読者局でNIEという運動を担当しております。NIEというのは、ニューズペーパー・イン・エデュケーション、教育に新聞をとという事業で、これは日本新聞文化教育文化財団という所に全国の新聞社、青森県も東奥日報、デーリー東北、陸奥新報、その他東京紙、共同通信とか10社の支局本社が加盟して学校教育の現場に新聞を提供しているという事業を1996年頃からずっと続けております。その全国大会が来年7月に青森市で開催されることになりました。新聞がなぜ教育に必要かということをご説明していてもあれなんです。教科書というのは5年、10年のスパンで変わるんですが、やっぱり新聞というのは日々の教材ということで、新聞を授業に活用する先生、これは相当な数がいらっしゃるわけです。これをNIE活動としてやっているとなると、まだ少数ではございますが、普通当たり前に学校の中で新聞は使われているということで、それをさらに支援して応援していくというのが我々の活動です。ちょうどタイミング的に、小学校の校長会の方もいらっしゃいますが、来年度から新学習指導要領というものが小学校から導入されます。これには表現力とか読解力の強化、これはこの間、PISA型調査、試験の結果で日本は読み解く力、読解力が8位に復活したという報告も出ていますが、まだまだ日本人は表現力が劣っているというふうな評価があるわけで、その中で文科省が表現力のためには、読み解く力、読解力の養成・強化が必要ではないかということで、その道具として新聞とか、いわゆるメディアを授業で大いに活用していこうというふうなことが、新しい、新指導学習要領、これは小学校が来年度、中学校が再来年度、高校が2013年度からというふうになるわけですが、そういうふうな教材としての新聞というのが学校教育で重要になってくるという時に、青森市でまたこういう大会が開かれるということで、子育ての基本は教育であるというふうなことも含めて、子育て・教育にご理解のある方々と思いますので、来年の青森大会、ご理解とご協力をいただければと思ひまして、一言お願いというか、PRさせていただきました。

おまけですが、葉が入っていると思います。これは、新聞を作る時に使うフィルムですね。これは使ってすぐ捨ててしまうんですが、うちの社でこれを葉にして今、子ども達に配っています。皆さんもこれいいなと思ったら、欲しければいつでも私の所にございますので、是非、葉としてご利用いただければと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。次は、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

資料5により説明

(議長)

ありがとうございました。この件に関して何か質問等、ございますか。
ほかに事務局から何かありますか。

(事務局)

資料等はござませんが、23年度もこの地域協議会を継続して開催していく予定でございます。今後また、関係団体の皆様から来年度の会議へのご出席者の推薦等をお願いしたいと思ひますので、その節はご協力よろしくお願ひいたします。

(議長)

それでは、本日、各団体の皆様方にご参加いただきまして、またご発表いただきまして、誠にありがとうございました。

各団体からのご発言等を踏まえまして、県としても、今後、次世代育成支援対策を進めていきたいと考えておりますし、各団体におかれましては、更なる積極的な取組をお願い申し上げまして、本日の会議は終了させていただきます。

誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたりご議論いただき、大変お疲れ様でした。

これをもちまして平成 22 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策地域協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。